

## 利用規約 (一括ファクタリングサービス)

- 第 1 条 (本サービスの内容)
- 第 2 条 (本サービスの申込)
- 第 3 条 (本サービスの利用の承諾を行わない場合)
- 第 4 条 (手数料)
- 第 5 条 (取扱日・取扱時間)
- 第 6 条 (利用者番号等の管理)
- 第 7 条 (記録または開示の請求方法)
- 第 8 条 (包括代理権による記録請求)
- 第 9 条 (記録事項の開示の範囲について)
- 第 10 条 (電子記録債権の支払等記録に係る手続について)
- 第 11 条 (当社からお送りする通知書類)
- 第 12 条 (届出事項の変更)
- 第 13 条 (告知・通知の方法)
- 第 14 条 (利用契約の終了と解約)
- 第 15 条 (サービスの停止および廃止)
- 第 16 条 (個人情報の取り扱いについて)
- 第 17 条 (免責事項)
- 第 18 条 (相続時の対応)
- 第 19 条 (反社会的勢力の排除)
- 第 20 条 (規程等の準用)
- 第 21 条 (規約の変更)
- 第 22 条 (権利・義務の譲渡・質入等の禁止)
- 第 23 条 (秘密保持)
- 第 24 条 (有効期間)

## 利用規約

### (一括ファクタリングサービス)

本規約は、Tranzax電子債権株式会社(以下、「当社」という。)が電子債権記録機関として業務規程および業務規程細則(以下、「業務規程等」という。)に従って提供する一括ファクタリングサービスに係る電子債権記録業務(以下、「本サービス」という。)の利用について、業務規程等に基づき、利用者が遵守すべき事項および電子記録の請求の方法等の手続上必要な細目事項を定めることを目的としたものです。なお、本サービスの利用者(業務規程第2条第1号)としての登録の申請者(以下、「申請者」という。)は、本規約の内容を理解し同意の上で、本サービスの利用を開始するものとして取り扱います。また、本規約において用いられる用語は、別段の記載のない限り、別途当社が公表する業務規程等において定義された意味と同一の意味を有するものとします。

#### 第1条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は、一括ファクタリング取引基本契約(以下、「基本契約」という。)に基づき売掛債権を電子記録債権とし、当該電子記録債権の債権者(以下、「納入企業」という。)が、これをファクタリング会社等(以下、総称して「FP」という。)へ譲渡することにより、当該FPから支払期日前に資金の融通を受けることに利用される、電子記録債権の電子記録サービスとします。
2. 本サービスの利用に際しては、前項の電子記録債権の債務者(以下、「発注企業」という。)、納入企業およびFPのそれぞれが、業務規程第23条の定めに従い、当社と利用契約を締結する必要があります。
3. 本サービスでは、利用者は電子記録債権の「発生記録」「分割記録」「譲渡記録」「変更記録」「支払等記録」の記録請求を行うことができます。
4. 利用者は、本規約第4条に定める費用を支払って、法第87条および第88条ならびに業務規程第9章に定めるところに従い、電子記録債権に係る権利義務関係を証明する「記録事項証明書」(電磁的記録を含む。)の提供による記録事項の開示請求を行うことができます。
5. 利用者は、本サービスの提供を受けるに当たり、当社所定の記録請求書類を当社へ提出する必要があります。

#### 第2条 (本サービスの申込)

1. お申し込みの方法
  - (1) 申請者は、当社所定の「機関利用申請書」(以下、「申請書」という。)に必要事項を漏れなく記入し、本人確認に必要な書類(登記事項証明書、印鑑証明書、住民票等)、当社所定の「個人情報保護に関する基本方針(プライバシー・ポリシー)に関する同意書」を添えてお申し込みいただきます。
  - (2) 当社は、業務規程第23条に定めるところに従い、利用者の要件を審査の上利用者登録を行い、業務規程第23条第3項に定める利用者登録完了通知書として、「利用者登録完了のご案内」を申請者が予め届け出たメールアドレス(メールアドレスがない場合はFAX番号)宛てに送付しま

す。

(3) また、業務規程第 24 条に定める取引時確認のため、「利用申込みの御礼」を申請者が予め届け出た住所宛てに送付します。

(4) 利用者は、「利用申込みの御礼」を受領した時から本サービスを利用することができます。

## 2. お申し込みに当たっての注意事項

本サービスの利用契約成立から、初回の発生記録請求までの間に、以下の前提条件の全てが整わない限り、当社は、当社の業務遂行に支障があるものとして、いかなる記録請求も受け付けません。

(1) 発注企業、納入企業およびFP間で、基本契約が有効に締結されていること

(2) 本規約第 10 条 2 項に規定する当事者間で、電子記録債権に係る「電子記録債権の支払等に関する契約」が有効に締結されていること

3. 当社は、前項を含め本サービスの内容について、利用者が十分に理解できるようにするため、利用ガイドによる説明、FAQ・事例集等による説明、あるいは相談窓口での対応を充実させるものとします。

## 第 3 条（本サービスの利用の承諾を行わない場合）

1. 当社は、申請者について、次の各号のいずれかの事由がある場合には、申請者による本サービスの利用のお申し込みを承諾しません。この場合、当社は、申請者に対して、「機関利用却下通知書」をお送りします。

(1) 申請者が業務規程第 25 条に定める利用者の要件を満たさない場合

(2) 当社が申請者によるお申し込みの内容に疑義があると判断した場合

(3) 「利用申込みの御礼」が当社に宛先不明等で返送された場合、または当社から申請者への連絡がとれない場合

2. 当社は、利用者による本サービスの利用開始後であっても、お申し込み時の本人確認事項または利用者要件審査に際して、利用者が虚偽の告知を行った疑いがある場合、なりすましの疑いがある場合等当社が必要と判断した場合には、再度当社が指定する書類の提出を求める場合があります。また、当社は、当社が定めた期間までに再度当社が指定する書類の提出がない場合、または新たに提出された書類によっても本人確認事項もしくは利用者要件審査に疑義がある場合には、当該利用者による本サービスのご利用を制限し、または利用契約を解除することができるものとします。この場合、既に当社に提出された記載に不備がある申請書および届出書類の返送、廃棄等の処理については、法律上要求される個人情報の保護を前提とし、当社の判断により行うものとします。

3. 前 2 項に基づく申請者による本サービスの利用のお申し込みへの不承諾、または本サービスの利用の制限もしくは利用契約の解除に起因または関連して、申請者または利用者が損害、損失、費用その他一切の不利益を被ることがあっても、当社は一切責任を負いません。

## 第 4 条（手数料）

1. 次の各号に掲げる電子記録の請求または記録事項もしくは提供情報の開示請求を行う方は、本サービスの手数料として、当該各号の金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額をお支払いただきます。

(1)	発生記録の請求	1 件につき 300 円
-----	---------	--------------

(2)	譲渡記録の請求 ※1	1件につき債権金額に1万分の17を乗じた金額
(3)	記録事項の開示請求	1件につき1,000円
(4)	提供情報の開示請求 ※2	1件につき1,000円

※1 発生記録の請求とともにする譲渡記録の請求を除きます。

※2 提供情報とは、法第88条に定める電子記録の請求に当たって当社に提供された記録請求書および添付書類に記載または記録された情報を意味します。

2. 「利用者登録完了のご案内」を受領した方は、本サービスの利用者登録に係る手数料として、次の各号の金額に消費税および地方消費税相当額を加算した金額をお支払いいただきます。

(1)	発注企業またはFP	1,200円
(2)	納入企業	700円

3. 手数料のお支払方法は、当社からの請求書に基づき、当社の指定口座へ振り込む方法とします。  
(振込に係る金融機関の手数は利用者が負担するものとします。)
4. 利用者であった者は、利用契約が解約された後に当社に対して、業務規程等により認められている開示に係る請求を行う場合には、当社所定の金額を支払うものとします。

## 第5条（取扱日・取扱時間）

1. 本サービスは、業務規程第31条ならびに業務規程細則第3条に定める休業日以外を取扱日とします。
2. 本サービスの取扱時間は、前項に定める取扱日の午前9時から午後5時までとします。
3. システム等の設備に障害が発生した場合、その他やむを得ない事情がある場合には、当社は利用者予告することなく、本サービスの提供の全部または一部を一時的に停止する場合があります。この場合、かかる停止に起因または関連して利用者生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

## 第6条（利用者番号等の管理）

1. 利用者は、当社との取引に使用する利用者番号、パスワード等について、自己の責任において厳重に管理し、第三者に一切公開、開示または漏洩しないものとします。ただし、FPは、取引の円滑な運用上必要な場合に限り、発注企業および納入企業の利用者番号を知ることができるものとします。
2. 利用者は、当社との取引に使用する利用者番号またはパスワード等を失念、紛失した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用のおそれがあり、第三者に知られ不正使用される可能性がある場合には、直ちに当社所定の方法により、これらの変更手続をとってください。尚、これらの事由により当該変更手続がなされないまま当該利用者生じた損害、損失、費用その他一切の不利益については、当社は一切責任を負いません。
3. 変更手続等については、当社ホームページをご覧になるか、当社相談窓口へお問い合わせください。

## 第7条（記録または開示の請求方法）

利用者は、当社に対して各記録請求をする場合は、業務規程第3章の各条の規定に従って、また、

当事者以外の代理人が請求を行う場合については本規約第 8 条に定めるところに従い、以下の各項に定める方法により行うものとします。

#### 1. 発生記録請求

電子記録債権を発生させるために必要な記録請求です。債務者と債権者は、FP を代理人として当社所定の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により、発生記録請求を当社に提出していただきます。

#### 2. 譲渡記録請求

電子記録債権を譲渡するために必要な記録請求です。譲渡人と譲受人は、FP を代理人または本人として当社所定の電磁的方法により、譲渡記録請求を当社に提出していただきます。

#### 3. 分割記録請求

現在の電子記録債権の債権者が、電子記録債権の一部を譲渡する場合に、当該電子記録債権を分割するために必要な記録請求です。分割記録請求は、譲渡記録、支払等記録、変更記録、または強制執行等の記録の請求とともに行っていただく必要があります。

#### 4. 変更記録請求

- (1) 電子記録債権の当事者が、氏名もしくは名称または住所を変更する場合に必要な請求です。利用者登録事項変更届を、FP を代理人として当社に提出していただきます。当社は、当該利用者登録事項変更届を変更記録請求書としても取り扱い、債権記録に係る氏名もしくは名称または住所の変更記録を行います。
- (2) 電子記録債権の支払期日あるいは債権額を変更する必要がある場合は、電子記録債権の当事者は、利害関係のある当事者全員の同意のもと、FP を代理人として当社に変更記録請求書を提出していただきます。

#### 5. 支払等記録請求

- (1) 電子記録債権の債権債務を消滅させるために必要な記録請求です。
- (2) 支払期日に代金の支払が行われる場合には、「電子記録債権の支払等に関する契約」に基づき、当社は債権者の指定金融機関からの入金確認通知により支払等記録を行います。この場合、改めて支払等記録請求書を提出していただく必要はありません。
- (3) 支払期日前に、発注企業が支払等記録請求を行う場合には、FP を代理人として当社所定の電磁的方法により、支払等記録請求を当社に提出していただきます。

#### 6. 強制執行等の記録

裁判所等からの強制執行等に係る書類の送達を受けた場合には、当社は法律の規定に基づき強制執行等の記録を行います。

#### 7. 開示請求

- (1) 開示請求は、開示請求書に必要事項を記入し提出することにより行っていただきます。
- (2) 開示請求の種類は、次の通りとします。
  - ① 法第 87 条に定める記録事項の開示
  - ② 法第 88 条に定める提出情報の開示

#### 8. 請求内容の不備の補正

業務規程第 16 条但し書に定める請求内容の不備の補正については、請求日から 5 営業日以内に補正することができる場合には、請求は有効なものとして受け付けます。

## 第 8 条（包括代理権による記録請求）

1. 本規約第 7 条に定める各記録請求（但し、分割記録請求及び保証記録請求は除く）を法第 5 条第 3 項ならびに業務規程第 12 条に基づき利用者に代わって代理人が当社に対して各記録請求を行う場合は、各記録請求について包括的に代理権が授与されたことを証する書面（以下、「包括代理権の授与を証する書面」という。）を本規約第 2 条に定める申請書に添えて当社に提出していただきます。かかる書面が提出された場合、当該書面に記載された代理権の消滅について利用者から書面で通知されない限り、当社は、当該代理人が各記録請求について有効な代理権を有するものとみなして電子記録を行うことができるものとし、利用者は、かかる取扱いに同意します。
2. 前項の場合において、発注企業、納入企業および FP 間で締結した基本契約において、各記録請求について包括的に代理権が授与され、かつ、かかる授与を受けた当事者がこれを承諾する旨の明文の規定が設けられている場合には、当該基本契約の写しを、前項の「包括代理権の授与を証する書面」として、本規約第 2 条に定める申請書に添えて当社に提出することができるものとします。かかる基本契約の写しが提出された場合には、当該基本契約に規定された代理権の消滅について利用者から書面で通知されない限り、当社は、当該代理人が各記録請求について有効な代理権を有するものとみなして電子記録を行うことができるものとし、利用者は、かかる取扱いに同意します。
3. 利用者からその代理人の代理権が消滅した旨の書面による通知を受けた場合に限り、当社は、当該代理人が請求をし、かつ、当社が当該通知を受領した時点において未消滅の債権記録について、当事者または他の代理人による電子記録の請求を認めることができるものとし、利用者は、かかる取扱いに同意します。

## 第 9 条（記録事項の開示の範囲について）

1. 当社は、法第 87 条第 1 項各号に掲げる者およびその相続人その他の一般承継人ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者からの開示請求により、当該各号に定める事項（債務者口座を除きます。）の開示を行います。
2. 当社は、前項で定める記録事項の開示に加えて、本サービスに係る電子記録債権の記録請求および決済を円滑に行うため、法第 87 条第 2 項に基づき、次の範囲で記録事項を開示します。利用者は、本規約への同意をもって、次に定める記録事項の開示の範囲およびその開示請求者について当社が開示を行うことに同意したものとします。
  - (1) 開示請求者 : FP
  - (2) 記録事項の開示範囲: FP が当事者あるいは代理人として行う記録請求に係る記録事項のうち記録番号、記録年月日、債権額、参考情報（請求者 Ref. No.）
  - (3) 当社は、FP からの電磁的方法による記録請求をもって開示請求を兼ねたものとして取り扱いません。

## 第 10 条（電子記録債権の支払等記録に係る手続について）

1. 電子記録債権に係る債務の支払記録は「電子記録債権の支払等に関する契約」に基づき行われることを原則とします。ただし、支払期日を過ぎて支払手続を開始した場合、および支払期日前に債務の一部支払を行う場合は、当事者の支払等記録請求によるものとします。
2. 「電子記録債権の支払等に関する契約」は、発注企業、FP、FPの指定金融機関、当社の四者間

で締結するものとします。

#### 第 11 条（当社からお送りする通知書類）

1. 当社は、申請者から提出された申請書を受け付け、利用者登録を完了した場合には、「利用者登録完了のご案内」を当該申請者へお送りします。また、当社が当該申請者からの申請を承諾せず利用者登録を行わない場合には、「機関利用却下通知書」を当該申請者へお送りします。
2. 当社は、変更記録請求を受け付け、記録を完了した場合には、「記録完了のご案内」を次の各号に記載される方へお送りします。
  - (1) 本規約第 7 条 4 項 1 号の場合： 請求者
  - (2) 本規約第 7 条 4 項 2 号の場合： 当該記録に係る全ての利害関係者

#### 第 12 条（届出事項の変更）

1. 利用者は、利用者登録事項に変更がある場合には、当社所定の利用者登録事項変更届を、FPを代理人として、直ちに当社へ届け出てください。
2. 氏名または名称、住所等の記録事項に係る変更については、利用者が届出時点で有効な電子記録債権の当事者である場合、利用者登録事項変更届を変更記録請求書として取り扱います。
3. 届出事項の変更起因または関連して当該変更に係る届出以前に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。また、利用者が届出事項の不備または届出事項の変更を怠ったことにより被った損害、損失、費用その他一切の不利益については、当社は一切責任を負いません。

#### 第 13 条（告知・通知の方法）

1. 利用者は、業務規程等および本規約に基づき当社より利用者への告知または通知をする場合に、当社ホームページへの掲示、郵送、または電子メールその他の方法により行われることに同意するものとします。
2. 当社が利用者から届出のあった住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発信した場合において、届出事項の不備・未変更、通信事情その他の当社の故意または重大な過失によらない事由により、当該通知が延着しまたは到着しなかった場合でも、利用者は当該通知が通常到着すべき時に到着したものとみなされることに同意するものとします。

#### 第 14 条（利用契約の終了と解約）

1. 当事者の都合による解約  
利用契約は、利用者または当社の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、利用者の都合により解約する場合は、当社所定の書面をFPを代理人として当社に通知するものとします。この場合解約の効力が生じたと同時に利用者は直ちに当社に未払い手数料を支払うものとします。
2. 解約の効力  
前項の場合、当社の都合による解約の効力は、当社所定の方法により当社が解約手続を完了した時に、利用者の都合による解約の効力は、前項の書面を当社が受け付け、かつ、当社所定の方法により当社が解約手続を完了した時に、それぞれ生ずるものとします。ただし、当社または利用者が

解約を通知した時点で、利用者を債務者、債権者とする未消滅の電子記録債権(以下、「未消滅電子記録債権」という。)がある場合には、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によって確認されたときに、解約の効力が生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

### 3. 利用契約の解除

利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当社は、当社が必要であると判断するときは当該利用者に事情説明を求めた上で、当社の判断により、当該利用者によるご利用を制限すること、または利用契約を解除することができるものとします。その場合、解除の効力については、利用者に対し、当社が解除を通知する日に生じるものとします。ただし、未消滅電子記録債権がある場合には、当該未消滅電子記録債権の全部が消滅したことが支払等記録等によって確認されたときに、解除の効力が生じるものとします。この場合、解除の効力が生じたと同時に利用者は直ちに当社に未払手数料を支払うものとします。

- (1) 当社の業務規程等に定める利用者の要件を満たさなくなったとき
- (2) 本規約第3条第2項に該当するとき
- (3) 反社会勢力に関する規定を定めた本規約第19条3項に定める事由に該当するとき
- (4) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があった場合
- (5) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (6) 個人である利用者が死亡した場合(相続の開始があった場合)
- (7) 本サービスに係る利用者の取引口座が強制解約された場合
- (8) 当社に支払うべき所定の取扱手数料等の未払が生じた場合
- (9) 虚偽の記録請求をした場合
- (10) 他の電子債権記録機関から取引停止処分を受けた場合
- (11) 法令、業務規程等または本規約により当社が定めるところに違反した場合
- (12) 前各号に準ずると当社が認めた場合および当社の電子債権記録業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると当社が認めたとき

4. 当社が利用者の本サービスのご利用を制限した場合には、利用者からの次に掲げる電子記録の請求を却下します。

- (1) 新たな電子記録債権の発生記録の請求
- (2) 当該利用者が債権者、債務者または電子記録保証人として記録されている電子記録債権に係る支払等記録、変更記録および記録事項の開示以外の請求

### 第15条 (サービスの停止および廃止)

当社は、利用者に対して90日前に事前に通知することをもって、本サービスを停止または廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事由がある場合は、当社はこの期間を短縮できるものとします。本条に基づき当社が本サービスを停止または廃止した場合、利用者は当社に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの停止または廃止に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当社に対してその賠償等の請求を行わないものとします。



## 第 16 条（個人情報の取り扱いについて）

1. 当社は、利用者の個人情報を当社ホームページ上に掲載の「個人情報保護に関する基本方針（プライバシー・ポリシー）」に基づき取り扱い、適切な管理に努めるものとします。
2. 申請者は、前項に記載の「個人情報保護に関する基本方針（プライバシー・ポリシー）」に同意の上、当社に対して、個人情報を含む利用者登録事項および本人確認書類を提供していただきます。

## 第 17 条（免責事項）

### 1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピューター等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、または本サービスの取扱が遅延となる場合があっても、かかる不能または遅延に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

### 2. 利用者番号・パスワードの不正使用等

本規約第 6 条に定める利用者番号・パスワード等による変更手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当社は利用者本人による行為とみなし、利用者番号・パスワードその他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、かかる事由に起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

### 3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路における盗聴・不正アクセス等、当社の故意または重大な過失によらない事由により、パスワードその他の本人確認に必要な情報および当社と利用者との取引に関する情報等が漏洩した場合であっても、かかる漏洩に起因または関連して利用者に生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

### 4. 情報の開示

法令、規則、官公庁の命令等により本サービスに係る情報の開示が要請された場合、当社は利用者の承諾なくして当該法令、規則、官公庁の命令等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことに起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

### 5. その他

- (1) 当社は、利用者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当社の故意または重大な過失がある場合を除き、本サービスを利用したことに起因または関連して発生した損害、損失、費用その他一切の不利益については、利用者が一切の責任を負うものとし、当社は一切責任を負いません。当社の故意または重大な過失がある場合における当社の損害賠償等の責任は、当該事由により利用者が直接かつ現実に被った通常損害に限られるものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他のかかる損害以外の一切の損害について賠償等の責任を負わないものとします。ただし、法の規定に基づき当社が責任を負うべき場合については、以上の限りではありません。

- (3) 利用者が本サービスを利用者自身が占有・管理する端末以外の端末により利用したことに起因または関連して生じた損害、損失、費用、その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
- (4) 災害、事変、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、当社の故意または重大な過失によらない事由によって、当社が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのことに起因または関連して生じた損害、損失、費用、その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
- (5) 本サービスにおいて、利用者からの照会に基づき当社が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当社が提供した情報の内容を変更もしくは取り消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのことに起因または関連して生じた損害、損失、費用、その他一切の不利益について、当社の故意または重大な過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- (6) 本規約第 15 条の規定に基づき本サービスの利用が停止もしくは制限された場合または利用契約が解約された場合、これに起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
- (7) 本規約第 7 条で定める各記録請求において、以下の各号の事由によって当社が手続を行うことができないことに起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。
  - ① 各記録請求の依頼データが当社の故意または重大な過失によらず当社に到達しなかったこと
  - ② 各記録請求の依頼の明細が当社所定の方法に基づくものではないか、依頼データに瑕疵があること
  - ③ 当社が依頼を受け付けた時点または手続を実行する時点で、「電子記録債権の支払等に関する契約」に基づき指定された申込口座または決済口座が解約または利用を制限されていること
  - ④ 差押等やむをえない事情があり、当社が支払を不相当と認めたこと
  - ⑤ 当社の審査基準に合致しないこと、その他の理由により、当社が手続を行うことができないと判断したこと
  - ⑥ 利用者が当社から、業務規程等、または本規約第 15 条に定める債務者利用停止措置または利用制限措置を受けていること
- (8) 本規約第 7 条で定める各記録請求において、確定した依頼内容に従い、当社が手続を実施した場合は、依頼内容に誤りがあった場合でも、これに起因または関連して生じた損害、損失、費用その他一切の不利益について、当社は一切責任を負いません。

## 第 18 条(相続時の対応)

利用者に相続、合併等が発生した場合は次の通りとします。

1. 利用者が法人である場合において、当該法人の合併または会社分割により一般承継があったときは、次の各号の手続をします。
  - (1) 一般承継により地位を承継した法人(以下、「承継者」という。)の代表者が、一般承継が生じた旨を遅滞なく当社所定の届け出用紙にて当社に届け出ます。
  - (2) 未消滅電子記録債権が消滅するまでの間は、承継者による利用継続を認めます。
  - (3) 前号の未消滅電子記録債権の消滅が確認できた後、承継者が継続して当社を利用する場合

は、承継者により新たに本規約第2条に定めるサービスの申し込みをしていただきます。

2. 利用者が個人事業者である場合において、当該利用者が死亡したときは、次の各号の手続をします。
  - (1) 相続人は、被相続人より相続を受けた旨を遅滞なく当社所定の届け出用紙にて当社に届け出ます。
  - (2) 相続人が複数であるときは、相続人全員の同意により、被相続人に係る利用者の地位に基づき当社に対して相続人全員を代表する者(以下、「代表相続人」という。)1名を選任するものとし、代表相続人選任届を添付して、代表相続人が前号の届け出を行うものとします。
  - (3) 被相続人が電子記録名義人、電子記録債務者または電子記録保証人となっている未消滅電子記録債権がある場合は、代表相続人への名義変更の「利用者登録事項変更届」を当社に提出します。
  - (4) 前号での手続き後、電子記録債権が消滅するまでの間、または相続手続が完了するまでの間は、代表相続人による利用継続を認めます。
  - (5) 電子記録債権の消滅が確認できた後、事業を承継した相続人が引き続き当社を利用する場合には、当該相続人により新たに本規約第2条に定めるサービスの申し込みをしていただきます。

## 第19条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社は、政府による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚審議会)に基づき、反社会的勢力との関係を遮断することとしているため、利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為をも行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的または脅迫的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社もしくはその役職員の名誉もしくは信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者が、暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当する場合、前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、または、第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、取引を継続することが不適切であると当社が判断する場合には、当社は、本規約第 14 条 3 項 3 号の規定により利用契約を解約できるものとします。

#### **第 20 条（規程等の準用）**

本規約に定めのない事項については、業務規程等並びに利用者が当社との間で別に締結している基本契約及び電子記録債権の支払等に関する契約の規定を準用するものとします。

#### **第 21 条（規約の変更）**

当社が必要と判断した場合には、当社は、利用者に対して当社ホームページ等で変更内容を告知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、この場合、当社の定める変更日以降は、変更後の規約を適用するものとします。利用者は変更内容に同意しない場合には、その旨を変更日から 7 日以内に当社に通知するものとし、当該通知があった場合には、当社は、利用者に対して事前に通知することなく、本契約を解約することができるものとします。変更日から 7 日以内に当社に対して当該通知がない場合には、利用者が変更内容に同意したものとみなします。

#### **第 22 条（権利・義務の譲渡・質入等の禁止）**

利用者は、利用契約上の権利または義務の全部または一部について、他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

#### **第 23 条（秘密保持）**

利用者は、本サービスの利用により知り得た当社の以下各号に定める情報（以下、「秘密情報」という。）を相手方の事前の書面による承諾がある場合を除き、第三者に一切開示もしくは漏洩せず、また、本サービスの利用以外の目的に使用しないものとします。

- (1) 本規約の内容
- (2) 本規約に基づき利用者または当社が相手方に対して開示する一切の情報

#### **第 24 条（有効期間）**

利用契約の有効期間は申込日から 1 年間とし、利用者または当社から解約の申出がない限り、有効期間の満了日の翌日からさらに 1 年間延長するものとし、以降も同様とします。